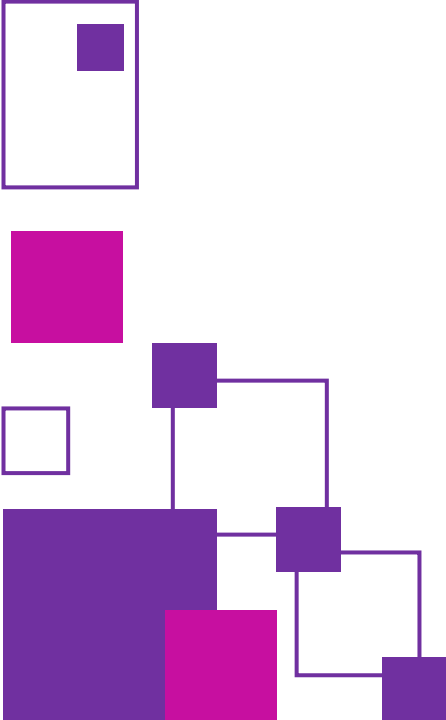




コミッショナーハンドブック 基本編

Commissioner Handbook



2025 Edition



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

SCOUT ASSOCIATION OF JAPAN

目次

はじめに	1
第1章 スカウティングの意義	2
1-1 スカウト運動創始者の理念	
1-2 幸福な人生と社会貢献	
第2章 スカウト運動の原則	3
2-1 基本原則	
2-2 使命声明	
2-3 活動の基本方針	
2-3-1 時代に応じた活動の指針	
2-3-2 世界スカウト機構(WOSM)世界方針	
2-3-3 日本連盟の活動の方針	
2-3-4 日本連盟中長期計画	
第3章 コミッショナーの位置づけ(役割)	7
3-1 巡回監督の設置	
3-2 日本連盟におけるコミッショナー	
3-2-1 コミッショナーの設置	
3-2-2 コミッショナーの種別	
第4章 県(地区)コミッショナーの役割	8
4-1 コミッショナーの責務	
4-2 県(地区)コミッショナーの指導・助言の視点	
4-2-1 基本原則の視点	
4-2-2 スカウトの成長の視点	
4-2-3 成人指導者の成長の視点	
4-2-4 組織運営の視点	
第5章 コミッショナーの任務	9
5-1 スカウト運動の基準の維持	
5-1-1 スカウト運動における基準	
5-1-2 団・隊への支援	
5-1-3 表彰等	
5-2 スカウトプログラムの枠組み	
5-2-1 スカウト参画のチームシステム	
5-2-2 段階的な自己教育システム	
5-3 純正な発展の推進	
5-4 指導面の主導	
5-5 関係者との協働	
5-5-1 コミッショナーの業務分担	
5-5-2 県連盟(地区)組織との協働	

第6章 コミッショナーの委嘱	14
6-1 選任・承認・任期	
6-2 県(地区)コミッショナーの推薦要件	
6-3 選任・委嘱にあたっての合意	
第7章 県(地区)コミッショナーの心構え	16
7-1 成人指導者の心構え	
7-2 コミッショナーの心構え	
7-2-1 積極的な姿勢	
7-2-2 最新情報の収集・周知	
7-2-3 謙虚な言動	
7-2-4 能力を高める努力	
7-2-5 協働者との協調	
第8章 コミッショナーに期待される知識・技能	18
8-1 県(地区)コミッショナーの要件	
8-1-1 就任時に備えていることを期待される知識・技能	
8-1-2 就任後求められる努力目標	
8-2 団担当コミッショナーの要件	
8-2-1 就任時に備えていることを期待される知識・技能	
8-2-2 就任後求められる努力目標	

※ 定款や教育規程を含む諸規程の改正、日本連盟施策等の進行、変更等に伴うマイナーチェンジを行う場合があります。また世界スカウト機構およびアジア太平洋地域の関係から追記等を行う場合があります。これらを行った場合は、県コミッショナー各位に通知します。

はじめに

全国全てのコミッショナーの皆さんが、スカウト運動の発展のため日々尽力されていることに深く敬意を表し、感謝を申し上げます。

これまで、コミッショナーハンドブックは、コミッショナーとしての心構えやあるべき姿を示し、多岐にわたる実務について指針を示してきました。その点について、今回の改定は何も変わっていません。スカウト運動に関わるすべての人が基本原則を正しく理解し、適切なスカウティングが実施されているかを確認し、助言、指導を行うという基本は、コミッショナーというシステムが発生して以来、何も変わってはいないのです。

しかし、新たに策定された「スカウト・青年の参画方針」「スカウト運動の成人に関する方針（日本版AIS）」を、より深く理解していただき、両方針が形を成すように实际的な行動に結び付けていただきたいこと。さらに、「Creating a Better World」に取り組む人材を育成できるスカウティングの方法論を維持していただきたいこと。そういったことから、視点を変えた説明が必要と感じ、新たな稿を起こしたのがこのハンドブックです。

このハンドブックは、時代の変化や新たな課題に対応するためさらに進化していきます。

さまざまな課題に直面したとき、解決に向かう指針とし、新たなアイデアを得るためのリソースとして、また、これからコミッショナーになる方には学びの場として、このハンドブックを活用してください。より良いコミッショナーへの地図とコンパスになれば幸いです。

2024年7月1日
総コミッショナー

村田 禎章

第1章 スカウティングの意義

1-1 スカウト運動創始者の理念

スカウト運動の創始者ベーデン・パウエル(以下「B-P」)は、スカウティング・フォア・ボーイズ(以下「S F B」)の6分冊のうち第1冊を1908年1月に出版しました。その後2週に1回のペースで分冊を発行し、3月末には最終の第6冊を発行しました。あまりに反響が大きかったことから、S F Bは合本とし発行しました。このとき、表紙のサブタイトルに「よい市民性を教えるための手引書(A HANDBOOK FOR INSTRUCTION IN GOOD CITIZENSHIP.)」が加筆されました。

B-Pの経歴や当時の大英帝国及び世界の現状から、B-Pが書いたS F Bは軍隊訓練の色彩が強いものだろうという憶測に反し、青少年が興味を引く逸話、体験談や開拓者としての知識、技能の紹介を夜話という語り口調で書かれたものでした。決して教え込むといった手引書ではなく、自主的な活動のヒントや日常の心構えとなるような実際的なものであったことが青少年の心を掴み、スカウト運動の広がりにつながっていきました。

また、S F Bの第1章スカウト技能ーキャンプファイアー物語の冒頭に「少年はだれでも、国のために何か役に立ちたいと思っているだろう。簡単に役立つ方法はボーイスカウトになることだ。」とあります。

これらのことから、B-Pの青少年教育のあり方や望ましい青少年像についての基本的な理念として、自主的なスカウト活動を通じて「よい市民性」をもつ青少年になるよう導くことであることが明確に伝わってきます。このことは、S F Bの執筆の時から世界的な運動に広がっている現在までも受け継がれた理念であり、今後も間違いなく引き継がれていくものです。

1-2 幸福な人生と社会貢献

B-Pが亡くなった後に、スカウトへ「最後のメッセージ」(B-P's Last Message to Scouts)を残していたことが分かりました。このメッセージでは、B-Pが自らの人生を振り返ってみて、幸福な人生を送り幸福に死ぬことができるためには「ほかの人に幸福を分け与えること」であると言っています。これはガールガイドへ送った最後のメッセージと内容が共通しています。

幸福な人生は自分自身だけのことで得られるものではなく、「ほかの人」(自分以外の人や地域・国)のために役立つスカウトらしい行動により、現在より少しでも良い社会づくりに貢献し、次世代の人たちに残していくことを期待しているものです。

【参照】

スカウティングフォアボーイズ：日本連盟発行書籍

最後のメッセージ：日本連盟発行「スカウティングフォアボーイズ」

第2章 スカウト運動の原則

2-1 基本原則

第2回（1922年）世界スカウト会議（フランス）において世界スカウト機構規約が定められました。この規約の序文には、世界スカウト機構（以下「WOSM」）は「B-Pによって創始されたスカウト運動を採用する」とあり、青少年教育に関するB-Pの理念と青少年がスカウト活動を通じて「よい市民性」を身に着けることへの期待を真正面からとらえています。

このことを踏まえ、世界スカウト機構規約では、スカウト運動はB-Pの考案した目的、原理、方法をスカウト運動の基本原則とし、すべての青少年に開かれたノンフォーマル教育として展開するWOSMの組織運営の柱を定めています。

基本原則

<スカウト運動の目的>

スカウト運動の目的は、青少年が個人として、責任ある市民として、地域、国、国際社会の一員として自らの身体的、知的、情緒的、社会的、精神的可能性を十分に達成できるように青少年の発達に貢献することである。

<スカウト運動の原理>

- ・ 神へのつとめ
- ・ 他へのつとめ
- ・ 自分へのつとめ

【参照】

世界スカウト機構規約：

日本連盟HP <https://www.scout.or.jp/member/download/dl-international>

スカウト運動の基本原則：日本連盟書籍（世界スカウト機構発行）

2-2 使命声明

第35回（1999年）世界スカウト会議（ダーバン）において、世界スカウト機構規約を基本として「使命声明」を採択しました。この会議において、今日の世界におけるスカウト運動の目標、役割や方法等を再確認するため、スカウト組織内外に向けてスカウト運動の使命を改めて表明しました。

使命声明

スカウティングの使命は、スカウトの「ちかい」と「おきて」に基づいた価値体系をとおして、人々が個人として自己実現を果たし、社会において建設的な役割を果たすことができる、より良き社会を築くのに役立つよう、青少年の教育に貢献することにあります。

この使命は、

- ・ 青少年をその成長段階にある時期を通して、ノンフォーマル教育の過程に関与させること。
 - ・ 青少年が自主的で、支えとなり、責任を取り、明確な態度をとる人間として成長するにあたって、一人ひとりが主体的に関わる者に育つようになる固有の方法を用いること。
 - ・ スカウトの「ちかい」と「おきて」に示されている精神的、社会的かつ個人的な原則に基づいた価値体系を確立するよう青少年を支援すること。
- によって達成されます。

【参照】

使命声明：日本連盟発行「使命声明を理解する」

2-3 活動の基本方針

2-3-1 時代に応じた活動の指針

スカウト運動は「B-Pによって考案された基本原則」が基盤であり、これなくしてはスカウト運動とは言えません。「使命声明」は世界スカウト機構規約が定められてから77年後に採択されましたが、基本原則に則ったものであります。将来的にもこの基本原則の主旨は不変です。

一方で、現在そして未来志向のスカウティングにおける重要課題への考え方や取り組みなどの活動の方針は、適宜見直しを行的確に対応することが求められます。これは「あなたのスカウティングは、基本に忠実ですか？そして現代にマッチしていますか？」と、第3代ギルウェル・トレーニングセンター所長のジョン・サーマン氏が常に言っていたことに通じます。

2-3-2 世界スカウト機構(WOSM)世界方針

社会経済状況の変化、人々の価値観やライフスタイルの多様化、地域格差や平和、人権、自然災害など新たな社会課題が出現している現状においては、それらに対応したスカウティングが求められます。まさしく、スカウティングは常に変革する運動体であり、固定化された組織体ではなく、常に前進するスカウト運動があつてのスカウト組織です。

WOSMでは、3年ごと（1990年以降）に全加盟国・地域の代表により構成される世界スカウト会議を開催しています。世界スカウト会議では、WOSMの運営や行事に関する事項のほか、時代の進展に合わせた課題について協議し、その結果をとりまとめて活動の基本的な方向性や考え方を示す世界方針を承認、採択し、これを加盟国・地域に発出し、「基本に忠実でありながら、現代にマッチした」スカウティングを推進しています。

世界スカウト会議で承認・採択された主な方針等の概要は、以下のとおりです。

開催回・開催年・場所	承認・採択の事項等
第31回(1988年) オーストラリア	○戦略に向けて4つの優先課題の協議 青少年プログラム、成人のリーダーシップ、マネジメント、WOSMの自己資源
第32回(1990年) フランス	○「世界プログラム方針」の採択
第35回(1999年) 南アフリカ	○「使命声明」の採択 ○「スカウト運動における少年・少女、男性・女性に関する方針」の採択
第36回(2002年) ギリシャ	○「スカウトを危害から守る」の採択
第39回(2011年) ブラジル	○「世界アダルト・リソース・ポリシー(1993年)」を「スカウト運動における成人に関する世界方針」に改訂
第40回(2014年) スロベニア	○「スカウティングのための戦略」の承認 ○「世界青少年プログラム方針」の採択 ○「世界スカウト青少年参画方針」の採択 ○「スカウティングにおける平和教育」の勧奨
第41回(2017年) アゼルバイジャン	○「スカウト教育法」の解釈の統一・改正 ○「セーフ・フロム・ハーム世界方針」の採択 ○「2030アジェンダ」への取り組みの要請
第42回(2021年) オンライン開催	○「青年の関与戦略」の承認 ○「スカウト運動におけるセーフ・フロム・ハーム」の強化
第43回(2024年) エジプト	○国際登録料算定方法の改定 ○スカウティングの戦略 ○WOSM三か年計画2024-2027の策定

【参照】

スカウト運動における成人に関する世界方針
世界青少年プログラム方針
世界スカウト青少年参画方針

スカウト教育法

セーフ・フロム・ハーム世界方針

: 日本連盟HP <https://www.scout.or.jp/member/download/dl-international>

2-3-3 日本連盟の活動の方針

世界方針は全世界の国・地域を対象としているため、各国・地域連盟のスカウティングは現状や課題を踏まえて各連盟で柔軟な対応を行うことができます。日本連盟においても世界方針に基づく取り組みを推進しており、わが国内の実情を加味して的確かつ重点的な対応を行うために世界方針を踏まえた日本連盟版の活動の方針等を策定し周知を図っています。

日本連盟の主な活動の方針等の概要は、以下のとおりです。

方針等の名称	方針等の概要
スカウト運動の成人に関する方針 (2023年改訂)	日本連盟は、「世界アダルト・リソース・ポリシー(1993年)」を受け、成人指導者の採用、訓練、評価といった成人を支援する体系的な取り組みを行うため、2011年に「成人の人材に関する方針」を策定しました。 世界スカウト会議では、「世界アダルト・リソース・ポリシー(1993年)」の一部修正を行い「スカウト運動における成人に関する世界方針(2011年)」を採択しました。特に修正された点は、成人指導者に限らず、運動支援者や地域の協力者などスカウト運動に関わる全ての成人を対象とし、成人がスカウト運動の奉仕を通じてやりがいや達成感を得て、同時に個々の成人として成長する機会となるように捉えるものとする事です。 これに伴い日本連盟は「スカウト運動の成人に関する方針(2014年)」(日本連盟A I S方針)の見直しを行い、2023年に改訂しました。また同年、指導者養成に関する基本的な方針である「指導者に関する指針」(日本連盟A I S方針-付随資料)を改訂しました。
スカウト・青年の参画方針(2023年)	第34回世界スカウト会議(1996年ノルウエー)では「本運動の諸事を決定するまでの段階に、少年の参加を広く受け入れるために各国連盟および地域は、スカウトフォーラムないし会議を開催するよう奨励される。」とした「青年会議」を採択しました。これにより日本連盟は全国スカウトフォーラムを1998年から開催することになりました。 その後、青年の参画に関する事項についての決議が行われ、「意思決定における青年会員の関与に関する方針(1993年タイ)」、続いて「意思決定における青年の参画(2002年ギリシャ)」、「意思決定における青少年の参画(2008年韓国)」、「各国スカウト連盟およびWOSMにおける意志決定への青年参画(2011年ブラジル)」、そして「世界スカウト青少年参画方針(2014年スロベニア)」が採択されました。 日本連盟でも意思決定機関への青年の参画について取り組んでおり、2010年度の公益財団法人への組織改編に合わせて教育規程の中に「青年の参画」の項目を追加しました(現行規程では一部の条文が修正されています)。 また、2023年には「スカウト・青年の参画方針」を策定し、会議体における青年メンバーとしての参画といった形態にとどまらず、スカウト自身によるプログラム作成、活動展開における自主的な参画の重要性を述べています。
セーフ・フロム・ハーム・ガイドライン (2015年) (2025年改定)	スカウト運動の健全な発展や社会からの信用性を保持するため、第36回世界スカウト会議(2002年ギリシャ)で「スカウトを危害から守る」を決議し、各国・地域の連盟において少年保護の取り組みが行われました。その後、採択された「スカウト青少年プログラムに関する世界方針」、「スカウト運動における成人に関する世界方針」との関連性やスカウトを取り巻く環境の変化等から、第41回世界スカウト会議(2017年アゼルバイジャン)では「セーフ・フロム・ハーム世界方針」を採択しました。 日本連盟では、適正なガバナンスの維持及びスカウトの安全管理の面からもセーフ・フロム・ハームの周知を行っており、セーフ・フロム・ハーム・ガイドライン(2015年)を作成しました。その後、セーフ・フロム・ハーム・県連盟対応ガイドライン(2020年)の作成やセミナーの開催等を実施しています。なお、2016

	年からは、指導者及びローバースカウトを対象として、日本連盟への登録条件として登録前研修(eラーニング)制度を創設しました。
青少年プログラム方針	世界青少年プログラム方針を踏まえ、日本におけるスカウトプログラムの開発にあたっての体制構築や開発プロセスなどの基本的な方針を明らかにすること、国内スカウトプログラムの評価及び見直しに関する基本的な方針を明らかにする事を目的に制定しました。なお、本方針の目的を正しくかつ効果的に達成するため、スカウトの教育環境や社会環境の変化、また世界スカウト機構による新たなスカウトプログラムの方向性が示された場合などのタイミングで本方針は見直しを行います。
ダイバーシティ・エクイティ/インクルージョン宣言	「スカウト運動の定義」における多様性尊重の理念を再確認し、意識を高めることによって、新たな段階を目指す。青少年プログラムやAdults in Scouting (AIS) 施策の開発をはじめ、すべての活動を本宣言に基づいて展開します。

【参照】

各種方針

日本連盟HP <https://www.scout.or.jp/about/policy-guidance>

- ・スカウト運動の成人に関する方針(2023年改訂)
- ・指導者に関する方針(2023年改訂)：
- ・スカウト・青年の参画方針(2023年)：
- ・青少年プログラム方針
- ・DEI宣言
- ・熱中症対応ガイドライン
- ・セーフ・フロム・ハーム・ガイドライン：
- ・セーフ・フロム・ハーム・県連盟対応ガイドライン：

日本連盟HP <https://www.scout.or.jp/member/sfh>

2-3-4 日本連盟中長期計画

日本連盟では、基本原則に則り概ね10年間の日本のスカウティングの進むべき方向性を示した「中長期計画」を策定しています。第3期中長期計画(2023-2032年度)では将来の日本のスカウティングのあるべき姿(2032ビジョン)を次のように定めています。

様々な団体と繋がっている団・地区・県連盟・日本連盟(以下、全ての組織という)が国際社会や地域から必要とされる存在となっており、「より良い世界をつくる」ことに貢献する青少年を一人でも多く育てている。また、全ての組織で、その担い手として様々な人材が活躍している。

この計画、継続した課題を改めて整理するとともに「社会を取り巻く急激な環境変化」を含め、これまでに生じた新たな課題を分析した上で、それに対応する取組みを「4つの基本施策」-「10の施策」-「34の重点事業」とそれ以外の「一般事業」とする体系的な計画構成となっています。

これらの事業の計画の主体は日本連盟であります。団、県連盟(地区)においても本計画で示されている進むべき方向性を理解し、2032ビジョンの達成に向けての取組みに努めなければなりません。スカウトに直接影響のある教育プログラムやAISに関わる取組みについては、特に県連盟(地区)のコミッショナーを中心に実際にスカウト教育を行う隊・団に対する支援、協力、連携等を強化し、適切にかつ効果的に推進していくことが大いに期待されます。

【参照】

第3期中長期計画(2023-2032年度)：

日本連盟HP <https://www.scout.or.jp/member/middleterm-plan>

第3章 コミッショナーの位置づけ

3-1 巡回監督の設置

S F Bが世に出てすぐに、既存の青少年団体がスカウティングの活動方法を採用したばかりでなく、青少年が自発的に班、隊を組織しました。そのため、班や隊を公認する地方における組織化の必要性が高まり、また隊長の任命やスカウト記章の授与の基準などに関する相談対応及び監督が十分でない状況となりました。

このことはS F B発行のわずか半年後の1908年に配布したB-Pの回状に記されており、スカウティングの認識と活動が急激に広がりを見せたのと同時に、様々な問題が生じてきたことがうかがえます。当初はB-P自らが各地で活動方法、基準などの監督や相談に応じたようですが、この回状には「巡回監督」を任命したので、これを活用するようにと告知しています。このようにして本運動のさらなる広がりに伴い、本運動の基本原則を適正に維持していくことが重要な課題となったことから「組織コミッショナー(Organizing Commissioner)」を各地域に任命することになりました。この役割の必要性に鑑み、各国・地域連盟の実情に応じてコミッショナーを配置しています。

【参照】

B-Pの回状(1908年9月28日)：日本連盟発行「スカウト運動」

3-2 日本連盟におけるコミッショナー

3-2-1 コミッショナーの設置

コミッショナーの役割の重要性から、日本連盟においても1951年(昭和26年)全国総会において教育関係の中央役員の拡充を図るため総コミッショナーを配置しています。

日本連盟では各組織レベルにそれぞれにコミッショナーを置いており、いずれも教育面での責任者、地域内での代表者となります。

3-2-2 コミッショナーの種別

日本連盟のコミッショナーは、以下のとおりです。

- ・ 総コミッショナー
- ・ 副総コミッショナー
- ・ 国際コミッショナー
- ・ プログラムコミッショナー
- ・ A I Sコミッショナー
- ・ 特命コミッショナー
- ・ ブロック統括コミッショナー

なお、日本連盟のコミッショナーは、日本連盟教育推進本部を構成する教育推進本部員となります。

県連盟(地区)のコミッショナーは、以下のとおりです。

- ・ 県コミッショナー
- ・ 県副コミッショナー
- ・ 団担当コミッショナー
- ・ 地区コミッショナー
- ・ 地区副コミッショナー

なお、県連盟に地区を設置していない場合は、地区コミッショナー及び地区副コミッショナーの役職はありません。なお、地区設置の有無に関わらず団担当コミッショナーは、県連盟の連盟長委嘱により置くことができます。

第4章 県(地区)コミッショナーの役割

4-1 コミッショナーの責務

スカウト運動創成期からコミッショナーの基本的な役割は、変わっていません。スカウト運動に関わるすべての人が基本原則を正しく理解し、それに基づき適切なスカウティングが実施されているかを確認し、時には相談を受け、指導・助言を行うことがコミッショナーの役割です。

また、時代の変化に合わせたスカウティングのプログラム開発や安全・危機管理、スカウト運動に関わる成人への支援、近隣・地域社会や他団体との協力、連携などスカウト教育面のすべてにおいて主導的な関与が求められます。

総コミッショナーはもとより県(地区)コミッショナーは、本運動の使命を達成するため、基本原則に誠実なスカウト活動が展開できているか、また本運動を支える組織や成人が誠実に任務を遂行しているかの正確な現状把握と評価を行い、それに基づく適切な指導・助言を行うことでスカウト教育の根幹の理念や活動方針を維持・発展させることへの責任を負っています。

4-2 県(地区)コミッショナーの指導・助言の視点

4-2-1 基本原則の視点

県(地区)コミッショナーが指導・助言を実施する際に確認・評価する視点は、隊・団及び県連盟内の活動、運営が基本原則に誠実であり、「神(国・地域)へのつとめ」「他へのつとめ」「自分へのつとめ」に整合しているかです。

これはコミッショナーとして、もっとも重視しなければならない基本となる視点です。

4-2-2 スカウトの成長の視点

スカウト運動の使命声明を実現するために、スカウトの成長の結果を保護者や社会に対し明確に示さなければなりません。

スカウトそれぞれに役割を担わせるとともに責任を持たせることで、社会性を育ませるといったスカウト教育法の活用や「スカウト・青年の参画方針」を踏まえた支援等を提供し、スカウトが成長している過程を正しく確認できているかの視点が必要です。

4-2-3 成人指導者の成長の視点

スカウト運動に関わる全ての成人についてもスカウトと同様に、成人それぞれの役務を果たす中で、また研修の機会を提供することにより、スカウト運動に関する知識だけでなく人間形成に役立つ能力や生きがい作りに役立っているかなど「スカウト運動における成人に関する方針」に整合した視点が必要です。

4-2-4 組織運営の視点

スカウト及び成人指導者の成長に関わる支援、協力は、団や県連盟(地区)の重要な役割です。団や県連盟(地区)の支援、協力が適宜、適切に実施され、スカウト運動の発展につながるような運営がされているかの視点を持つことが必要です。

また、団や県連盟(地区)の団委員会、理事会、各種運営委員会の運営やコンプライアンスなどが公正・公平であるかについても重要な視点です。

第5章 コミッショナーの任務

5-1 スカウト運動の基準の維持

5-1-1 スカウト運動における基準

制服の標章の着用や進級課目の考査の手順などをルール化することは、規律を正すことや円滑な運営を行う面では必要なことです。これには教育規程等により明文化されたものもありますが、あくまで原則的なもの標準的なものであり、本運動の本質的なことを示す基準ではありません。

スカウト運動における基準となる目的、原理、方法は、本運動の基本原則です。これは普遍的なもので、本運動において変えることができないものです。

特に、コミッショナーは、このことに十分な理解・認識と指導力が求められます。そのうえで、団や隊の運営やスカウト教育の方法や内容が基本原則に照らして誠実であり、スカウト各自が成長しているかを評価し、あるべき団・隊の姿となるように指導・助言する役割を担わなければなりません。

5-1-2 団・隊への支援

コミッショナーが担当する県内、地域内の団・隊を指導・助言するに当たっては、まずその対象となる団・隊の実情を把握する必要があります。その実情をもとに、コミッショナーは団・隊との改善計画を検討し、それにそって団・隊への支援に取り組みます。

スカウト運動の基準を維持するための団・隊への支援のステージについては、以下のようなものが考えられます。

- ・団、隊の実態把握と課題の共有化(加盟登録審査、団・隊訪問、全団調査等)
- ・団、隊の目標設定及び改善計画の策定(団・隊との面談、相談等)
- ・改善計画の進捗状況の確認及び支援策の提供(団・隊訪問、訓練・ラウンドテーブル・各種セミナーへの誘い、講師・トレーナーの派遣等)
- ・改善支援策の評価(団・隊との面談、相談等)

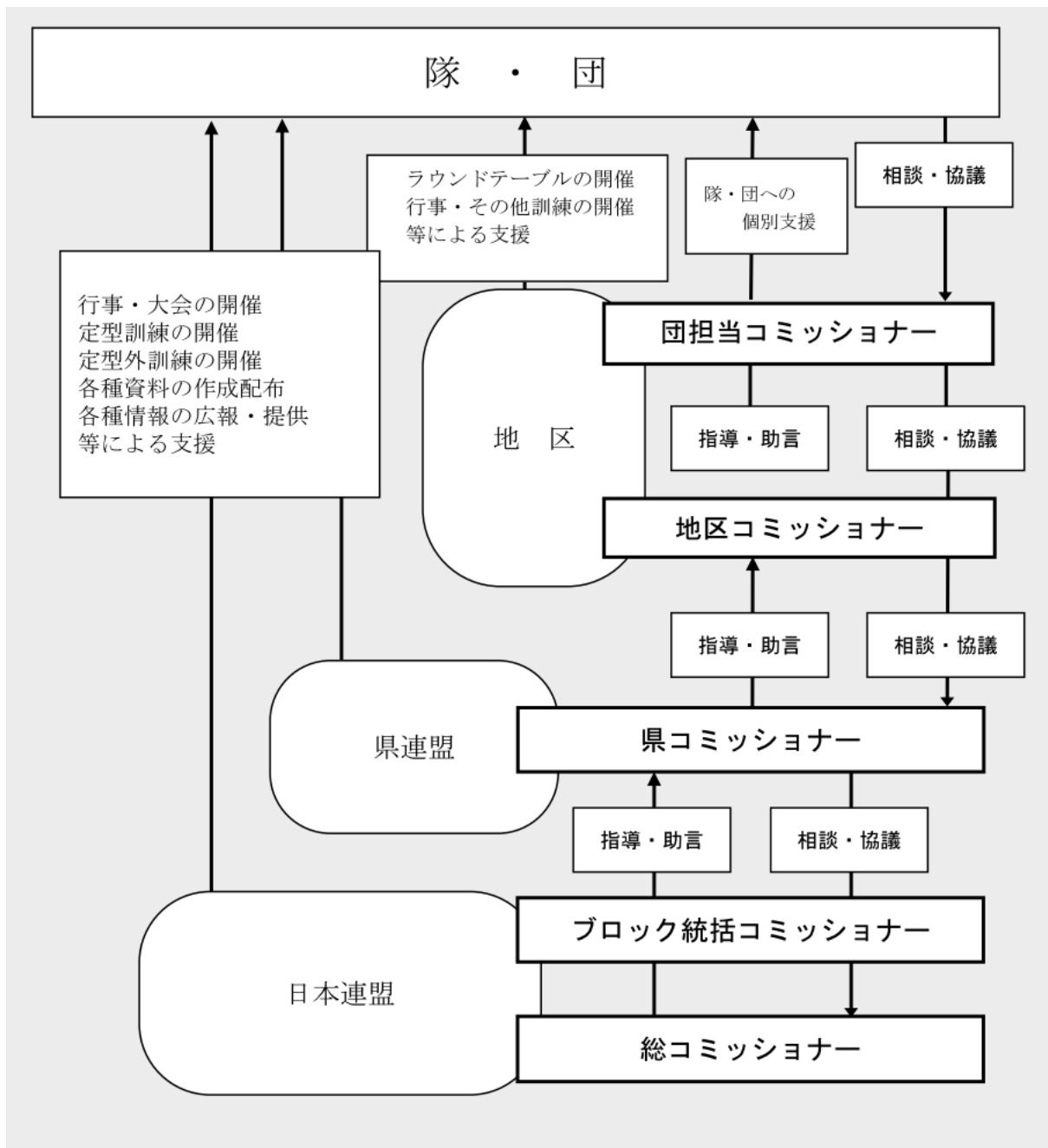
【参考】「指導と助言」について

コミッショナーは各織や成人指導者に対して支援する任務があります。その支援の主な手法として「指導」と「助言」を行います。これらの捉え方を理解した上で、コミッショナーの具体的活動を進める必要があります。そこで、「指導」「助言」の定義を次のように考えます。

「指導」とは、本運動の基本原則や教育規程、各組織の運営方針などに示されている目標やあるべき姿を示し、それに向かわせ適合するように教え導くこと。

「助言」とは、支援対象者の意向や自主性を尊重しながら、現状を改善する方向性や具体策の提案を示す（アドバイスする）こと。

【参考】 隊・団を支援するコミッショナーの連携概念図



5-1-3 表彰等

県連盟名誉会議は、名誉及び名誉にもとる事項について審議、決定を行うもので、県コミッショナーが主宰します。県コミッショナーは、スカウトの善行、指導者の功労、スカウト関係者への感謝等について一定の基準を設けるとともに、公正性をもって運営します。

5-2 スカウトプログラムの枠組み

第41回世界スカウト会議（2017年アゼルバイジャン）において、「スカウト教育法」の見直し案が採択されました。この中で「スカウト教育法とは、スカウト運動における教育方針の根幹をなすもので、進歩する自己研鑽システム」とあります。このシステムを構成するものとして8つの要素があり、これらは相互に作用させることでスカウト教育を効果的にすすめるとしています。

＜スカウト教育法＞

- ・「ちかい」と「おきて」
- ・行うことによって学ぶ
- ・個人の進歩
- ・チームシステム
- ・成人の支援
- ・シンボルの活用
- ・自然
- ・社会との協同

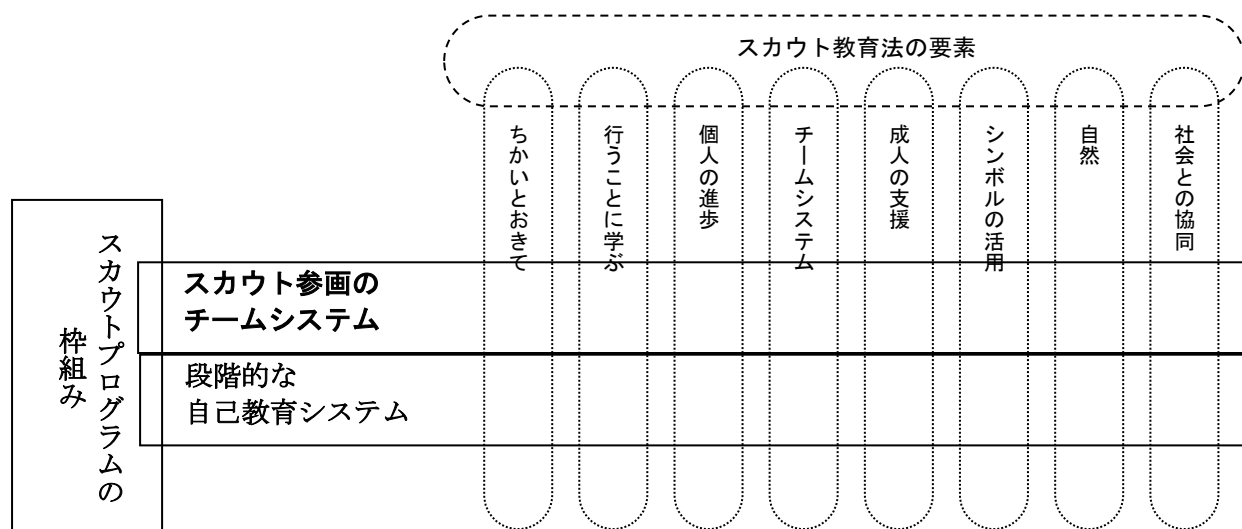
【参照】

スカウト教育法(対訳版)：

：日本連盟HP <https://www.scout.or.jp/member/download/dl-international>

スカウトの実際の活動面からスカウトプログラムをみると、スカウトがスカウトプログラムに自発的に参加することでスカウトが成長していく過程をスカウト本人及び仲間、保護者等が実感でき、目に見える形で表すことが重要です。そこで、スカウトプログラムの基本的な枠組みは、仲間と協同したスカウト活動に参画（発意、実施、評価）する「スカウト参画のチームシステム」と、成長の姿の認証・称賛というスカウトプログラムのフレームを意識しながらスカウトプログラムの実施展開、開発を行う「段階的な自己教育システム」により構成します。

当然、このスカウトプログラム基本的な枠組みの「スカウト参画のチームシステム」及び「段階的な自己教育システム」は、スカウト教育法の8つの要素を組み込んだプログラムの内容となります。



5-2-1 スカウト参画のチームシステム

スカウト運動は、青少年の成長を図るためのものであることから当然その対象は青少年一人ひとりです。かといって、青少年の成長を支援していく方法として、単独、対面での指導・助言ではなく、数人のグループで活動することが大きな特徴です。グループの中で自発的に参画して自分の責任を果たすことやリーダーシップ・フォロワーシップを体験として学ぶことは不可欠なことです。すなわち、スカウティングの基本となる活動単位は、異年齢で構成される自治集団であるチーム(少人数のグループ)であり、これを効果的に運用するスカウト参画のチームシステムをスカウティングにおいて採

用します。

コミッショナーは、担当する県内、地域内の隊の活動について指導・助言を行う前に、当該隊の班活動が適正かつ活発であるのかの実態を団・隊の会議への参席や活動の見学等によって把握しなければなりません。そして、このチームシステムの活用の意図が誠実に理解された活動ができているか評価を行い、問題点があれば隊指導者と一緒に解決策を検討し、実施するものとします。

隊員の人数が減少化する近年の状況であっても、いかに全部門においてスカウト参画のチームシステムの特長を活用した活動を継続的に進めるかが重要な課題であることについて、強く認識して支援に努めます。

5-2-2 段階的な自己教育システム

スカウト個人の成長を促し、成長状況を確認するための一つのツールとして、段階的な進歩・進級課程の考査及び認定の自己教育システムがあります。

隊指導者はこの段階的な自己教育システムを活用し、各種の活動プログラムを通じてスカウトを指導し、進歩・進級課目と一部の技能章の考査及び認定を行います。そのため、コミッショナーは隊指導者に対し、段階的な自己教育システムの理解が深まるように、また考査方法、活動プログラムと考査課目等の関係性などについて指導・助言します。

1級スカウト以下においては、所定のすべての課目を考査修了後に団で面接を行います。菊スカウト以上は県連盟進歩担当委員会の責任で進級考査の結果を認証します。

進歩・進級の考査や面接は、スカウトに自信や誇りを持たせるもので、スカウト教育にとってはとても重要です。教育面での主導者であるコミッショナーは、県連盟(地区)、団において考査及び面接を適正に実施するよう指導・助言します。

また、進歩・進級したスカウトを称賛する機会を県連盟(地区)が主催して設けることで、スカウティングへのさらなる意欲をかき立たせ、新たな挑戦、目標に向かわせることも大切です。

5-3 純正な発展の推進

ノンフォーマル教育として、本運動の役割を果たすために、スカウト教育の責任者であるコミッショナーは青少年を取り巻く様々な教育の場面の全体像を十分に理解した上で、独自性のある本運動の発展に努めます。

本運動の純正な発展の推進を図るため、教育面についてコミッショナーが特に留意すべき点は以下のとおりです。

- ・担当する県内、地域内において基本原則に則ったスカウトプログラムの実施展開
 - *スカウトプログラムのフレームにおける教育法の要素の活用
 - *プログラム面及び運営面での意思決定へのスカウトの参画
 - *社会環境の変化や地域の独自性に対応したプログラム提供・開発
 - *スカウトプログラム情報の共有化
- ・世界スカウト会議、日本連盟の各種方針の理解、周知による活動の基本的方針に沿った活動の活性化
- ・危機管理、クライシスマネジメント、セーフ・フロム・ハームの確立(活動の安全確保及び安全阻害要因の排除)
- ・地域、青少年教育・ボランティア団体、行政等との連携による社会との協働の強化
- ・スカウト運動の価値の見える化を図ることでの教育成果のアピール、認知度の向上
- ・人材の獲得(外部人材の活用、運動の理解者の増員、教育目的等の周知)と育成

5-4 指導面の主導

スカウト運動の基準の維持、スカウト教育の主導、純正な発展の推進に取り組むためには、団・隊指導者の知識、技能、心構えを高めることが重要で、コミッショナーは担当する県内、地域内の指導者の養成及び指導・助言を行います。

任務前の指導者はもとより任務中の指導者の研修ニーズの把握、研修すべき課題の整理を行い、効果的な指導者養成計画を検討します。計画は各種指導者の資格要件となる定型訓練だけでなく、定型外訓練やセミナー、ラウンドテーブル、個別支援等についても成人指導者の成長とやりがいといったことを考慮したものとします。

計画の策定にあたっては、県連盟理事会(地区委員会)及び県連盟トレーニングチームと事前協議を行い、事業実施に伴う財政及び訓練奉仕者等の人的確保、参加者の目途、訓練の場所、訓練ツール等について確実なものとしします。また、事業実施をとおりて県連盟トレーニングチームのメンバー各自の能力向上、意欲高揚の機会を提供することも大切です。

県コミッショナーは、県連盟トレーニングチームを統括します。チームメンバーの業務には訓練提供、指導・助言、個人支援、訓練の開発等がありますが、指導者養成計画に基づき県連盟トレーニングチームディレクターと協議の上、各チームメンバーで業務を分担しそれを依頼します。また、県連盟トレーニングチームメンバーの能力を維持・発展させるための自己のスキルアップの奨励、訓練の機会の提供及び新たなメンバーの計画的な育成を図ります。

5-5 関係者との協働

5-5-1 コミッショナーの業務分担

県コミッショナーの任務は実に幅広くかつ奥深く、到底一人で遂行できるものではありません。適宜、副コミッショナーを配して業務分担します。分担する業務内容や人数等は、県連盟で定めるものとしします。また、団担当コミッショナーを選任し、担当する団及び隊への支援及び情報交換を行います。団担当コミッショナーを選任しない場合、県コミッショナーは県副コミッショナー、地区コミッショナー、地区副コミッショナーに団担当コミッショナーの任務を付与し、指導・助言が適切に実施できる態勢を整えるものとしします。

地区を置く県連盟では、地区コミッショナー、地区副コミッショナーを配置することができます。

5-5-2 県連盟(地区)組織との協働

スカウト運動は青少年のための教育であり、組織ありきのものではありません。教育面を主導する県(地区)コミッショナーの役務を遂行する下支えとして必要となる人材、資材、場所等を確保、調達することが県連盟理事会(地区委員会)、各種運営委員会の役割といえます。

日本連盟の中長期計画、事業計画及び日本連盟総コミッショナーの活動方針に則りながら、県(地区)コミッショナーは担当する県内、地域内のスカウティングの実情や課題を踏まえて活動方針及び活動計画を定めます。このとき、県連盟理事会(地区委員会)及び各種運営委員会との連携、協議が不可欠であり、これら組織の理解と協力を得るものとしします。

同時に、県連盟内(地区内)における本運動の基準の維持と純正な発展を図るため、県連盟理事会(地区委員会)及び各種運営委員会の運営に関しても、必要に応じて指導・助言を行います。

第6章 コミッショナーの委嘱

6-1 選任・承認・任期

日本連盟のコミッショナーの選任・承認及び任期は、次のとおり行います。

コミッショナーの種別	選任・承認	任期
・総コミッショナー ・副総コミッショナー	日本連盟理事会において選定、任命	任期は1期2年、4月1日より翌年3月31日まで、3期まで
・国際コミッショナー ・プログラムコミッショナー ・A I Sコミッショナー	総コミッショナーの推挙により日本連盟理事会で決定、任命 (選任された者は理事会及び評議員会の決議を経て日本連盟理事に就任)	任期は1期2年、4月1日より翌年3月31日まで、3期まで
・特命コミッショナー ・ブロック統括コミッショナー	総コミッショナーが選定し、日本連盟理事会の承認、任命 (ブロック統括コミッショナーは、原則として当該ブロック内の都道府県コミッショナーから任命)	任期は1期2年、4月1日より翌年3月31日まで、3期まで

【参照】

日本連盟の役職：「理事等役職者の役務に関する規程」

県(地区)コミッショナーの選任、委嘱及び任期は、次のとおり行います。

コミッショナーの種別	選任・委嘱	任期
・県コミッショナー	県連盟の推薦を受けて、総コミッショナーが発議し、教育推進本部並びに本連盟理事会で承認のうえ、総コミッショナーが委嘱	任期は2年、1月1日より12月31日まで再任を妨げない
・県副コミッショナー	県副コミッショナーは、県コミッショナーの推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱	任期は2年、1月1日より12月31日まで再任を妨げない
・団担当コミッショナー	県コミッショナーの推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱 (地区を置く場合は地区委員長と地区コミッショナーとの推薦)	任期は2年再任を妨げない (就任、更新時期の規程なし)
・地区コミッショナー	県コミッショナーと地区委員長との推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱	任期は2年、7月1日より6月30日まで再任を妨げない
・地区副コミッショナー	地区コミッショナーと地区委員長との推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱	任期は2年、7月1日より6月30日まで再任を妨げない

【参照】

県連盟(地区)の役職：「教育規程」

県コミッショナーは県連盟の推薦が必要ですが、総コミッショナーが発議、委嘱であることから、日本連盟コミッショナーグループの構成員であり、県連盟の代表者、代弁者ではありません。これは従来のコミッショナーの位置づけから、日本連盟及び県連盟のコミッショナーが一体となってスカウト運動の教育面に関わる事項を決定し執行していくものとするため、コミッショナー体制を再構築したことによるもので、令和4年に教育規程等を改正しました。

6-2 県(地区)コミッショナーの推薦要件

県(地区)コミッショナーの推薦要件は、教育規程で定めています。

コミッショナーの種別	推薦にあたっての考慮	研修歴
・ 県コミッショナー ・ 県副コミッショナー	(1) 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴を有すること。 (2) 本運動の経験及び知識を有すること。 (3) 県連盟内の教育にたずさわる指導者を主導する能力を有すること。	コミッショナー任務別研修県コミッショナー課程を修了した者又は就任後できるだけ速やかに同課程を修了できる者
・ 団担当コミッショナー	同上	コミッショナーベーシックトレーニング課程を修了した者又は就任後できるだけ速やかに同課程を修了できる者
・ 地区コミッショナー	(1) 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴を有すること。 (2) 本運動の経験及び知識を有すること。 (3) 地区内の教育にたずさわる指導者を主導する能力を有すること。	コミッショナー任務別研修地区コミッショナー課程を修了した者又は就任後できるだけ速やかに同課程を修了できる者
・ 地区副コミッショナー	同上	ウッドバッジ実修所を修了した者又は就任後できるだけ速やかにウッドバッジ実修所を修了できる者

【参照】

県連盟(地区)のコミッショナーの推薦要件：「教育規程」

6-3 選任・委嘱にあたっての合意

コミッショナーの選任、委嘱においては、団委員会が隊指導者を選任、委嘱する際と同様に「スカウト運動の成人に関する方針」に即して行うものとします。

成人のライフサイクルを円滑かつ効果的に循環させるためには、特に委嘱・任命の段階での選任・委嘱者と受任者との共通理解が十分に得られ、お互いに合意しなければなりません。そのため、以下の内容を参考に相互理解、確認を行ってください。

- スカウト運動に関わる成人として、またコミッショナーに求められる要件(「指導者に関する指針」参照)
- 役職、任期
- 任務内容、達成すべき目標
- 任務遂行のための支援、自己研修を受けられる態勢
- 上記の事項について相互に合意したことの文書化(ジョブディスクリプション(合意書)の作成)

第7章 県(地区)コミッショナーの心構え

7-1 成人指導者の心構え

県(地区)コミッショナーを含めた成人指導者共通の心構えが、「指導者に関する指針」に掲げられています。

成人指導者として、スカウトや成人を指導、支援あるいは協働して業務を遂行していく上で当然の心構えと思いますが、改めて各自で確認しましょう。

- ア. 本運動の主旨に賛同し、熱意をもってその任にあたる心構えを有すること
- イ. 青少年に対するスカウト活動に心身共に支障のない健康な状態であること
- ウ. 青少年の訓育を託するに足る品性と経歴を有していること
- エ. 青少年の支援において、責任と柔軟性をもつこと
- オ. 就任後求められる努力目標を達成する意欲をもつこと
- カ. セーフ・フロム・ハームに関する理解と受容ができていること

7-2 コミッショナーの心構え

県(地区)コミッショナーはその役割から、成人指導者や非登録の関係団体、行政等の方と直接対面する機会が多くなります。対面するすべての人と意思疎通を図り、良好な関係性を保つための心構えを理解し実践します。

7-2-1 積極的な姿勢

コミッショナーの活動の成果は、受動的な取り組みでは決して生まれません。そのため、積極的にコミッショナー自らの働きかけ、話しかけなど能動的な動きが必須です。

積極的で能動的な動きを行うためには、コミッショナーとして隊・団等の現状を把握する中で、自分自身の任務の成果と課題の再確認をするなど、常にコミッショナーの活動評価を行うことが重要です。このとき、独自の評価だけでなく、正・副のコミッショナーグループとして相互に活動評価を行うものとします。

7-2-2 最新情報の収集・周知

社会環境の変化により、生活様式の変化や価値観の多様化が急速にすすんでおり、S F Bが発行された時代背景とは大きく異なっています。そして、現代では環境問題・気候変動やダイバーシティ&インクルージョンなどの課題となる社会的テーマなどが出てきています。コミッショナーは、このようなスカウト運動と関わりの深い社会環境の変化や課題に関心をもつことが大切です。

世界スカウト会議、日本連盟においては、新たな社会環境の動向を察知し適切に対応するため、スカウティングの基本的な方向性を示す各種方針の策定や教育規程の改正、総コミッショナー通達などにより逐次改善をすすめています。

※例えば、総コミッショナー通達として、酷暑の中での活動による健康管理面から「夏季ユニフォームの取り扱い(ポロシャツの着用)」やビーバースカウト隊の新任指導者の登録対応として「ビーバースカウト隊指導者の隊長就任資格について」を発出しています。

このような制度上の対応に加え、災害による被害の緊急対応など即時的・即応すべきことについても、県(地区)コミッショナーは世界スカウト会議や日本連盟の各種対応の最新情報を素早く収集するとともに、正確に隊・団への周知を図ることに努めます。

7-2-3 謙虚な言動

コミッショナーの任務は、モノづくりや組織づくりでなく、あくまでもスカウトや成人指導者といった人づくりです。すなわち、コミッショナーの活動として支援する対象は主に成人指導者であり、その多くの場合は個別支援です。

成人指導者に対して、まず同じ本運動の仲間として敬意と感謝を表し、活動の努力を認めることが大切です。組織の任務上で指導するということから、ともすれば「教えてやっている」ということにならないように、謙虚な気持ちと態度で接しなければなりません。

また、スカウトに対する際にも、それぞれの年齢に応じた言葉使いや態度で接するものとします。特に、スカウトが極度に緊張する面接等においては、十分な配慮が必要です。

7-2-4 能力を高める努力

スカウティングに対する情熱も大切です。同時にコミッショナーに求められる資質と能力を常に高めなければ、質が高く、適切でタイムリーなサービスの提供はできません。コミッショナーの資格要件にある定型訓練の修了認定だけでは十分とは言えません。

成人指導者を支援する立場にあることから、スカウト運動の専門的知識や、指導上の技術や方法等について知るだけでは不十分で、各自で咀嚼(そしゃく)し、整理し、それを他人が理解できるように説明できるような能力を高める姿勢がなくてはなりません。コミッショナーは、スカウト運動についてどのような相談にも対応でき、適切な指導・助言ができる「B-Pに代わる巡回・監督者」に近づく努力が求められます。

7-2-5 協働者との協調

コミッショナーの任務は広範囲であり、専門的なことも含まれます。それを一人のコミッショナーで取り組もうとしても、当然知識・技能や時間の制約などにより十分な対応が困難となることが予想されます。そこで、団担当コミッショナー、県副コミッショナー、トレーニングチーム等の取り組み体制を組むことでコミッショナーの任務を分担し、コミッショナー業務を遂行します。また、コミッショナーと地区委員会、県連盟理事会及び各種運営委員会等への協力依頼や協働による作業をすすめます。

コミッショナーの任務を滞りなく果たしていくためには、このようなコミッショナーグループでの任務分担やコミッショナー以外の運営者との協働、連携が不可欠であることから、日常的にこれらの人や組織といった協働者との良好なコミュニケーションを保ち意思疎通を図り、協調性を高めることに留意します。

第8章 コミッショナーに期待される知識・技能

コミッショナーに就任する際には教育規程で定められている選任・委嘱の要件に適合することが求められます。このほかの要件として、就任時に備えていることを期待される知識・技能及び就任後求められる努力目標が「指導者に関する指針」に掲げられています。

コミッショナー及びコミッショナーを委嘱する者は、これらの要件を相互に確認して就任するものとします。

8-1 県(地区)コミッショナーの要件

8-1-1 就任時に備えていることを期待される知識・技能

- ア. 日本連盟の教育方針を受容していること
- イ. 都道府県連盟内の教育指導にたずさわる指導者を主導すること
- ウ. 担当地域内における円滑な人間関係を構築できる能力を有すること
- エ. 担当地域内の各地区の現状把握、分析、問題解決能力を有すること
- オ. 「ちかい」と「おきて」について成人指導者として理解し実践していること
- カ. 全部門に関して一定の知識を有すること
- キ. スカウト教育法を理解していること
- ク. 現行の指導者訓練内容の知識を有すること
- ケ. 隊運営に関する知識を有すること
- コ. 成人指導者訓練に関する知識を有すること

8-1-2 就任後求められる努力目標

- ア. 担当地域内の加盟員並びに、非加盟員の運動への理解の促進と、参画者、協力者の獲得ができること
- イ. 都道府県連盟内の組織担当委員会を指導し、担当地域内の加盟員の拡大に向けた対策を策定し、実施できること
- ウ. 担当地域内における人材に係わる全ての部門での、「スカウト運動の成人に関する方針」の導入と運用に向けた指導ができること
- エ. 教育指導に携わる人材への継続した助言と支援ができること
- オ. 担当地域内の団の活性化を図るための、地区コミッショナー、団担当コミッショナーとの協働関係確立するための人間関係技能を高めることができること

8-2 団担当コミッショナーの要件

8-2-1 就任時に備えていることを期待される知識・技能

- ア. 日本連盟の教育方針を受容していること
- イ. 担当団の現状把握、分析、問題解決能力を有すること
- ウ. 担当団への支援に必要な、地区内外の人材の発掘、活用ができること
- エ. 担当団における円滑な人間関係を構築する能力を有すること
- オ. 「ちかい」と「おきて」について成人指導者として理解していること
- カ. 全部門に関して一定の知識を有すること
- キ. スカウト教育法を理解していること
- ク. 現行の指導者訓練内容の知識を有すること
- ケ. 隊運営に関する知識を有すること
- コ. 成人指導者訓練に関する知識を有すること

8-2-2 就任後求められる努力目標

- ア. 担当団の参画者、協力者の獲得促進への指導力を有すること
- イ. 新入隊員の安定した入隊募集体制の確立と、全部門標準隊編成の実現への支援能力を有すること
- ウ. 担当団における人材に係わる全ての部門での、「スカウト運動の成人に関する方針」の導入と運用可能な指導力を有すること
- エ. 成人指導者の研修意欲を高めさせる能力を有すること
- オ. 継続した支援の提供が行えるよう、担当団の全構成員から団への支援者として認知されるための人間関係技能を有すること
- カ. 担当団の加盟員並びに非加盟員に対する運動への理解の促進が図れる能力を有すること
- キ. 全部門での上進率の向上を図る、一貫したスカウトプログラムを理解させる能力を有すること

以 上

コミッショナーハンドブック
基本編

2024年7月1日発行
2025年11月4日改訂



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

〒167-0022

東京都杉並区下井草4-4-3

電話：03-6913-6262

ファックス：03-6913-6263

e-mail: komi@scout.or.jp

